**イノキュウ推奨就業規則・規定**

**慶弔見舞金規程**

第１章　　総則

（目的）

第 1 条　この規程は、正規の従業員に対する慶弔見舞金の贈与について、定めるものである。

（慶弔見舞金の種類）

第 2 条　慶弔見舞金は、慶弔金と見舞金にわける。

（受給手続）

第 3 条　慶弔見舞金の贈与を受けるべき者は、速やかにその事実を所属長に申し出なければならない。その事実があった日から30日以内に申し出がないときは、贈与しないことがある。

第２章　　慶弔金

（結婚祝金）

第 4 条　従業員が結婚するとき又は１カ月以内の結婚を事由に退職するときは、次の区分により結婚祝金を贈与する。

|  |  |
| --- | --- |
| 勤続年数 | 支給額 |
| ５年未満 | 10,000円 |
| ５年以上 | 30,000円 |

　 2.　結婚の当事者が、いずれも従業員である場合には、前項の祝金は当事者双方にこれを贈与する。

（出産祝金）

第 5 条　従業員又は従業員の配偶者が出産したときは、出産祝金として　２０，０００円を贈与する。ただし、死産又は産後１週間以内に死亡したときは、贈与しない。

　 2.　両親いずれもが従業員であるときは、そのいずれか一方に贈与する。

（香典料、弔慰金）

第 6 条　従業員が死亡したときは、香典料として５０，０００円を贈与するほか花輪又は生花を贈る。

　 2.　従業員が業務上の事由により死亡したときは、別に弔慰金として２００，０００円を贈与する。

　 3.　従業員の親族が死亡したときは、次の区分により香典料を贈与する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 死亡親族 | 支給額 | 備考 |
| 配偶者 | 30,000円 | 別に生花 |
| 子 | 20,000円 | 死産の場合は10,000円とする |
| 父母 | 20,000円 | 同居の配偶者の父母を含む |

第３章 　　見舞金

（傷病見舞金）

第 7 条　従業員が、業務上の傷病により欠勤したときは、次に定めるところにより傷病見舞金を贈与する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区別 | 支給額 |
| 全治１ヵ月以上 | 50,000円 |
| 全治１ヵ月未満 | 20,000円 |
| 全治１週間未満 | 10,000円 |

　 2.　従業員が、業務外の傷病により欠勤引続き１カ月以上に及ぶときは傷病見舞金として、１０,０００円相当の金品を贈与する。ただし、同一の傷病についての支給は１度限りとする。

（災害見舞金）

第 8 条　従業員の現住居が被災し被害を受けたときは、その被害の程度に応じて、次の災害見舞金を贈与する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区別 | 世帯主 | 非世帯主 |
| 家屋一部破損、床上浸水 | 20,000円 | 10,000円 |
| 半焼半壊 | 50,000円 | 25,000円 |
| 全焼全壊、全流失 | 100,000円 | 50,000円 |

　 2.　災害見舞金を受けるべき者が、同一世帯で２人以上あるときは、上位者１人に対して贈与する。

（書類の提示）

第 9 条　会社が、この規程に定める慶弔見舞金を支給するときは、支給事由を証する書類の提示を求めることがある。

　　付則

１．この規程は、令和○○年○○月○○日より適用する。

改訂　令和○○年○○月○○日